

京都市福祉部局におけるホームレスに対する支援施策について

1 通年対策

(1) 生活相談

基本的には各福祉事務所(市内11区14箇所)にて実施しているが、京都市内においてホームレスが最も多いとされている京都駅周辺を所管する下京福祉事務所において、ホームレス専門の係を設置し、各種相談・援護を実施している。

(2) 補食(食糧援護)(昭和59年～)

1日当たり1人1食のパン・牛乳の支給(下京福祉事務所にて実施) ※21年8月～土・日も支給

(3) 中央保護所への一時入所

生活保護法に規定する更生施設である中央保護所(定員50名)において、入所希望者等の身体状況等を勘案し、生活保護を適用のうえ、1週間単位の入所措置を行い、宿泊、食事、入浴等提供を行っている。※男性のみ

(4) 京都市女性簡易宿所提供事業(平成13年11月～)

簡易旅館の2室を通年で借上げ、女性に対する宿泊場所等の提供を行っている。

(5) 居宅確保

福祉事務所において、高齢、傷病等の理由で居宅確保が必要と認められる者に対して、生活保護を適用し居宅確保を行っている。

(6) 京都市ホームレス自立生活支援事業

① 自立生活支援員による生活支援事業(平成16年4月～)

居宅確保の方針を検討することを目的に中央保護所等に入所した被保護者(元ホームレス)について、居宅生活に向けた生活能力等の状況を把握するとともに、居宅確保の処遇方針が決定した入所者に対しては、居宅確保に向けての支援や、居宅生活開始後の集中的な生活支援など、居宅生活安定を図るための支援を行う。※中央保護所に2名常駐(21年度から小規模共同生活支援事業も対象とし3名体制に拡大)

② 小規模共同生活支援事業(平成15年6月～)

民間のアパートを借上げ、長年の野宿生活等のために基本的な生活習慣、金銭管理能力や社会適応能力に問題があり、単身での居宅生活に困難を抱える60歳以上の人等を入所(生活保護適用)させ、生活指導員を配置したうえで、生活指導等を行い、自立(独力での居宅生活)を図る。(20年度まで補助事業、21年度から自立生活支援員による生活支援)

(7) 京都市ホームレス自立支援センター事業(平成16年12月～)

ホームレス等のうち、就労による自立意欲と能力を有する者に対して、求職活動の拠点となる宿泊場所の提供等を行うとともに、就労に関する相談事業を中心とした社会生活に向けての指導・援助活動を展開し、就労による自立の支援を行う。

(8) 京都市ホームレス無料法律相談事業(平成17年4月～, 月1回)

多重債務等法律的な解決が必要な問題を抱えていることにより、住民票の設定が困難なため、就職等に支障があり自立が阻害されているホームレスに対して、それらの法律問題を適切な相談活動の実施により解決し、自らの意思で安定した生活が営めるよう支援を行う。

(9) 京都市ホームレス訪問相談事業(平成21年9月～)

ホームレス及び居宅確保後の元ホームレスに対し、訪問相談等による相談活動を行い、これらの人が抱える問題を把握し、必要な援助が受けられるよう支援を行う。

(10) 当事者団体によるデイサービス支援(平成11年2月～)

中央保護所に入所できなかった、又はしなかった人を対象に、毎週火曜日に中央保護所の設備を提供し、入浴及び洗濯等のサービスを実施(当事者団体役員がボランティアにて希望者の散髪を実施)

2 年末年始対策

年末年始期において、中央保護所の入所人員枠の拡大を行い、また、簡易旅館を借上げ、宿泊、食事及び入浴等の提供を行っている。また、宿泊援護を受けない人を対象に、食事券(弁当券)及び風呂券の支給を行っている。